



規制改革推進会議専門チーム会合(第3回)提出資料

兼務規制の緩和について

平成30年3月29日

日本証券業協会



従来

いわゆる営業職員に係る運用関連業務の兼務の禁止(法令解釈通知、Q&A他)

- 「確定拠出年金運営管理機関に関する命令」第10条第1号においては、運用の方法に係る商品の販売もしくはその代理もしくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者が運用関連業務に係る事務を併せて行うことが禁止行為として掲げられている。
- すなわち同一の者による運用関連業務と金融商品営業業務の兼務が禁止されている(いわゆる「兼務規制」)。
- 運用関連業務とは、確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(確定拠出年金法第2条第7項第2号)

改正DC法以降

- 個人型DC(iDeCo)においては受付金融機関が、情報提供・問合せ等の窓口対応を行う必要がある。(企業型DCでは事業主が加入者への情報提供の義務を負う。)
- 受付金融機関において、運用の方法に係る情報の提供が可能な確定拠出年金の運営専担者のリソースは限られているため、十分な対応ができていない。

【営業職員が直面する状況(例)】

- iDeCoの制度の説明に付随して、運用商品の内容についても質問される。
- 兼務が禁止されているため、運営専担者であるコールセンター等に電話してもらえない。

- iDeCo加入者に対し適切なサポート提供がなされ、多くの個人がiDeCoを活用できるよう、**兼務規制の緩和及び営業職員の活動範囲の明確化**を実施する必要がある
 - 営業職員が、DC加入者に対し、運用方法の提示及び情報提供を行うことを可能にする
 - 当該営業職員(兼務営業職員)に求められる知識等の要件を定める

営業職員に対する「自然な」期待(イメージ)

○ 顧客であるiDeCo加入者から、多様な質問や相談が寄せられる可能性がある。



○ 例えば、次のような論点が浮上

- 自分で最終決定はするが、iDeCoの運用について相談したいと要請されたら、どう対応すべきか？
 - iDeCo以外の保有運用商品と合わせた相談には、どう対応すべきか？
 - NISAなど他の資産形成制度の運用と合わせた相談には、どう対応すべきか？
 - 自社(系列)が運営のiDeCo加入者と、他社が運営の加入者とで、相違はあるか？



- iDeCo加入者に対し適切なサポート提供がなされ、多くの個人がiDeCoを活用できるよう、一定の要件の下で、**個別相談対応を可能にする必要がある。**
 - 加入者の年齢、運用目標、リスク許容度などを踏まえて、一般的に受け入れられている投資理論に基づき、加入者自身が決定することを確保した上で、個別の運用商品への指図をすること・しないことについて知見を述べるのは問題ないのではないか。
 - 個別相談に応じる兼務営業職員については、運用に関する一定の知識を有していることが確保されること(例えば、二種証券外務員の資格を有していること)が望ましい。
- iDeCoの運用指図においては、**営業職員の「利益相反」が発生しにくい構造になっている。**
 - 加入者が受付金融機関に取引口座を開設する仕組みではなく、営業職員は加入者からの売買受注を行わない。

DC法100条6号括弧書き内との関係明確化は必要と考えられる

- 確定拠出年金法100条は確定拠出年金運営管理機関の禁止行為を記述
- 6号で、「加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること」を禁止
- 6号括弧書きで「当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。」と記述

【要望事項1:兼務規制について】

- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号の「営業職員の運用関連業務に係る事務の禁止」について、営業職員が運用関連業務に係る事務を行うことが可能となるよう改正して頂きたい。
「運用関連業務」:運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(確定拠出年金法第2条第7号ニ)。

【要望事項2:営業職員等の活動範囲の明確化】

- 例えば、以下の行為を行うことが可能である旨、「確定拠出年金制度について(法令解釈通知)」等において規定して頂きたい。
 - 専担者又は営業職員が、加入者等からの求めがなく、指定運用方法に関する説明を行った場合でも、直ちに「特定の運用方法を勧めること」に該当するとはならないこと
 - 顧客からの質問や照会、相談を受けた場合においてこれに回答することは、特定の金融商品への投資を推奨する行為とまでは言えず、運用方法に係る情報提供の一つであると解釈されること
 - 営業店の店頭等でDC加入者から運用方法を相談された際に、資産配分シミュレーションを行った結果の資産配分(具体的な金融商品の配分を含む。)を示す行為については、特定の金融商品への投資を推奨する行為とまではいえず、運用方法に係る情報提供の一つであると解釈されること
 - DC加入者向けのWebサービスには、資産配分シミュレーションができるサービスが現在も提供されている。
 - 確定拠出年金法100条6号括弧書きに基づき、DC加入者に運用方法に係る情報提供を行う営業職員は、金融商品取引業者として行うことを明示すれば、加入者に対し、DCにおける運用のアドバイスとして、運用商品の商品性・リスク等の説明を行ったり、加入者からの投資相談に乗ったりすることも認められること
 - 顧客の属性、財産の状況、ニーズ、運用に関する知識・経験に応じ、相応しいと考えられる特定の運用の方法を示すこと、また、当該運用方法の説明を行うこと

【要望実現に当たっての条件:運用関連業務に係る事務を行う営業職員の知識等及び中立性の確保】

- 運用関連業務(特に、運用方法に係る情報の提供業務)に係る事務を行う営業職員は、運用に関する一定の知識を有している必要がある(例えば、二種証券外務員の資格を保有)旨、「確定拠出年金制度について(法令解釈通知)」等において規定することが考えられる。
- 運用関連業務に係る事務を行う営業職員の中立性の確保として、例えば、「営業職員の報酬・業績の評価が、加入者等が特定の運用方法を指図したことに連動するものでないこと」を「確定拠出年金制度について(法令解釈通知等)」において規定することが考えられる。

- 金融庁より、2017年3月、「顧客本位の業務運営原則」が公表され、金融事業者において取組方針の公表等を行っている
- 同原則においては、「顧客の最善の利益の追求」「重要な情報の分かりやすい提供」「顧客にふさわしいサービスの提供」等がうたわれている
- 同原則に基づくサービス提供を実践するためにも、「兼務規制の緩和」、「個別相談への対応」の実現が求められる

【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

原則1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

【顧客の最善の利益の追求】

原則2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

【利益相反の適切な管理】

原則3. 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

【手数料等の明確化】

原則4. 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

【重要な情報の分かりやすい提供】

原則5. 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

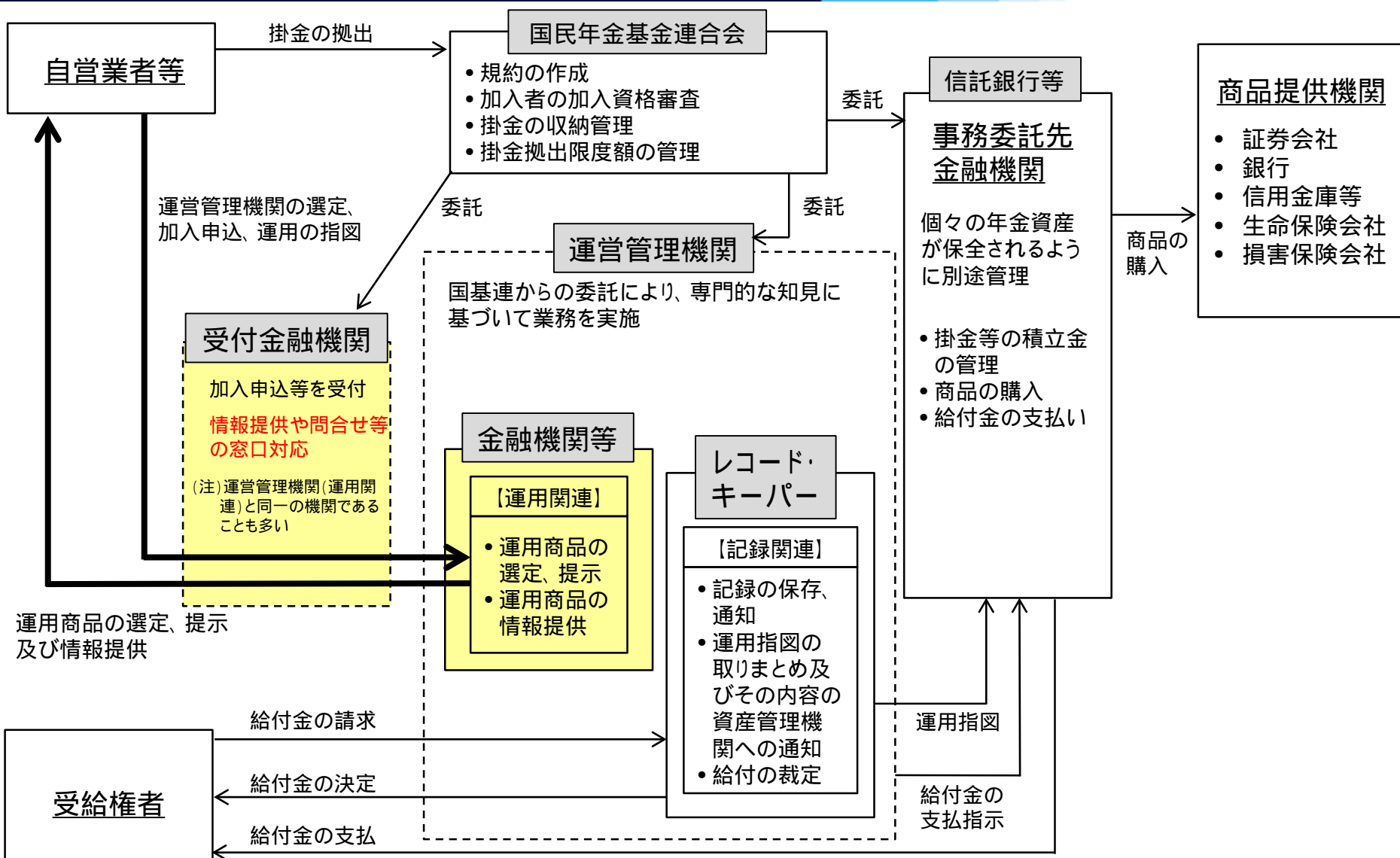
【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】

原則7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

(参考) 確定拠出年金制度 (iDeCo) のイメージ図



(注) 厚生労働省ウェブサイトより日本証券業協会作成